

参考資料

2024年6月28日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期の方向性
2. サステナビリティ開示制度導入における論点
 - (1) 具体的な開示方法(二段階開示、有価証券報告書の提出期限等)
 - (2) サステナビリティ開示基準の任意適用の促進に向けた取組み
 - (3) Scope3の概要・考え方
 - (4) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー
3. 保証制度導入における論点

第2回会議(2024年5月14日開催)でのご意見:開示①(開示基準のあり方)

主なご意見

開示基準のあり方

- ISSB基準と同等なサステナビリティ情報の開示基準を金融商品取引法令に取込む方針に賛同
- ISSB基準との同等性の確保が前提であり、告示指定される開示基準は、ISSB基準と機能的に整合性が確保されていることが必須条件
- SSBJ基準を満たしていることをもってISSB基準にも準拠していると対外的に表明することも許容されると望ましい
- 基準設定主体は、開発した開示基準について、ISSB基準とどのような違いがあるのか、どのような意図なのかをクリアにしていくことが極めて重要
- 我が国においては、SSBJ基準を金融商品取引法令に取込む方針とすべきで、その上でSSBJ基準をISSB基準と同等にしていくのが本筋
- 保証についても開示と併せて金融商品取引法令の中で規定をすることになると理解

他の制度・基準との相互運用性

- インターオペラビリティ(相互運用性)の確保のために国際的に密接に連携していくことは非常に重要
- ISSB基準やESRS基準との具体的な差異がどこにあり、どのような追加開示をすれば対応できるのかを関係機関において検討いただきたい
- 相互運用性が確保されない場合には、国際的な他のサステナビリティ開示基準(米国SEC基準や欧州ESRS基準等)についても金融商品取引法令に取り込むことを将来的に検討することが望ましい
- 資本市場の国際的なプレゼンスを高め、海外関係者と調整を行っていく上でも、日本がISSB基準と同等の基準を採用していることを海外に対して発信し、理解いただくことが不可欠
- GHG排出量は、GHGプロトコルによる算定のほか、実際にISO等に基づく算定も既に行われているため、実務的にも相互運用性を確保するのは重要
- 国内の諸制度(例:温対法に基づく開示やGXリーグにおける排出量取引)との調整もお願いしたい

第2回会議(2024年5月14日開催)でのご意見: 開示②ー1(適用対象)

主なご意見

時価総額を基準とした
段階適用

- ・ プライム上場企業の時価総額に応じて、段階的に導入して拡大していくことに賛成
- ・ 段階的な適用には賛同だが、適用の区分が細かい点には懸念。任意適用等が加わると適用拡大の進み方が複雑になるため、少しシンプルにしてもよいのではないか
- ・ 時価総額で見た場合のカバレッジの割合と他の変数で見た場合との間でカバレッジの割合の差を踏まえると、変数間でカバレッジの割合は大きくは異ならないため、時価総額を基準とすることには一定の合理性がある
- ・ 資本市場の評価向上のため、時価総額を基準に一定程度のカバレッジを確保することが重要。また、機関投資家は時価総額が大きい、流動性のある銘柄を中心に売買するため、流動性と関係が深い時価総額は実質的にも意味がある
- ・ 企業の準備期間を考慮して、期末より前の、どの時点の時価総額をベースにして適用対象を判断するのか明確にする必要。基準日等を明確にし、十分な準備期間を取れる制度の運用にすべき

時価総額以外の適用基準

- ・ 一定の時価総額未満の企業でもCSRD域外適用の対象になる企業はあり、情報の公平性の観点からも、海外において情報開示を行う企業を適用対象とすることに賛成
- ・ CSRD対応をしている企業も相当数あるため、基準に加えるか否かは別として、少なくとも任意適用を促していく対象にはなる
- ・ 欧州域内市場で一定以上の売上有るか否かをベースにして有報の開示対象にするのは違和感。臨時報告書であれば納得感があるが、海外での開示状況等を基準に加えることにはもう少し検討が必要
- ・ 海外の開示状況を踏まえることについて、日本でも同様の情報の開示を確保するという考え方はよいが、SSBJ基準の適用対象とするか否かとは異なる話。海外で開示した情報そのものが日本語訳した形で臨時報告書等で出されることが望ましいという考え方はよいが、SSBJ基準の義務化の形まで求めることはどうなのか
- ・ 海外での開示状況等も基準に加えることは、有報開示では虚偽記載のエンフォースメントにより企業が萎縮する問題や、海外での英文開示を日本語にする業務負荷もあるため、任意開示も含めて検討されたい
- ・ 段階的な適用には任意適用も含まれることや、将来的には有報提出の非上場企業まで拡大することもあると思うと、どのような企業が適用しているのかを示す際に、売上高や総資産、従業員の数を含めることで、より広がりを持って、次のアクションに繋げやすくなるのではないか
- ・ 欧州のCSRD/ESRSでは売上高や従業員数等の基準も含んでいるが、これは投資家への情報提供の目的だけではなく社会的な意味や目的も含んでいるため、日本とは状況が違うのではないか
- ・ 会計情報である売上高や総資産の額を基準とすることで、会計基準の改正により開示の対象企業が変わってしまうリスクもあるため、会計情報を基準として使用するには注意が必要

第2回会議(2024年5月14日開催)でのご意見:開示②-2(適用対象)

主なご意見

適用拡大のスケジュール

- ・ 時価総額3兆円以上の企業はそれなりに適用に向けた準備が進んでいる一方で、3兆円以下の企業のリソースや準備状況には相当ばらつきがあるのが実態。段階的な適用を行うことによって、適用のスケジュール感を示して準備を促すとともに、実務の経験を生かしていくメカニズムを上手く作ることも重要
- ・ 時価総額だけでなく投資対象のカバレッジの確保も重要。5,000億円以上を対象とすることで、グローバル投資家がベンチマークとするMSCIジャパンのインデックスの銘柄がほぼ含まれる状況となるため、投資家への情報提供において、グローバルで見ても非常に意味がある水準。ただし、対象企業に配慮するあまりISSB基準との同等性が緩まないことが不可欠
- ・ 時価総額5,000億円以上の企業は、海外でも事業を行っている可能性も高く、さらに欧州での開示対応が必要な可能性も高い企業であるため、5,000億円までのタイムフレームを現段階で決めるは非常に意味がある
- ・ 2023年3月末の株式時価総額の平均値は3,716億円であり、中央値はもっと低い。このときから株価が上昇していることを踏まえて、株式時価総額の平均に近い5,000億円という数値で1つ区切りを置くことは妥当
- ・ 5,000億円以上を対象とすることで、適用対象の企業が100社ほど増加するため、これらの企業が問題なく対応できるのか実情を把握する必要
- ・ 2029年以降に時価総額5,000億円以上というラインについて、監査のリソースの面では十分確保できていると考えている。一方で、プライム全体への適用に当たっては、開示の作成者、保証の提供者含めて、人材育成・拡充が重要になるため、具体的なタイミングを早期に明確化することが必要
- ・ 情報開示に伴う企業の負担増加については配慮が必要だが、プライム企業は名実ともに日本を代表する企業という位置づけであり、さらには欧米で事業を展開する企業も多いことから、情報開示の適用時期は安易に先送りせず、持続的な成長を重視した対応が重要
- ・ タイムラインを明確にしないとしても、最終的にはプライム上場全企業を対象とする方向性を示すことは、開示に向けた取組を全体として促し、任意適用の拡大にもつながると期待
- ・ 最終の着地点をプライム上場企業としているが、気候変動対応の必要性や金商法の制度として縛る観点から見ても、プライム企業だけに限定することでよいのか気になる
- ・ プライム市場全体に拡大する考え方は適切かもしれないが、企業規模が異なる中、果たして市場区分だけで画一的にやる合理性や必要性があるかは検討の余地がある。プライム市場全体に拡大する方法として、コーポレートガバナンスコードに規定し、コンプライ・オア・エクスプレインで対応を求めるなどのグラデーションを持たせることも考えられないか
- ・ 現時点で2030年代にプライム市場全上場企業を対象とすることを基本線とすることは時期尚早。一律に期限を決めるのではなく、状況を見ながら時期を設定するなどの検討が必要。諸般の状況を注視しながら柔軟に対応していくことが混乱を避けるいい方法ではないか

第2回会議(2024年5月14日開催)でのご意見:開示③(適用時期)

主なご意見

適用
時期

- 2027年3月期からの適用開始に賛成。但し、最終基準の公表時期によっては、強制適用の時期を再検討できる余地を残しておくことが望ましい
- 適用対象の拡大の時期について、そのときの我が国の現状に即して適用要件をどうするのが非常に重要
- 2028年3月期からの適用を支持。CSRDの域外対応は、日本では3月決算企業が多いので、実質的には2029年3月期からが開示対象になることを明示するべき。また、米国SECの開示基準は国際的な影響力が大きいいため、その動向や経緯は検討に当たって考慮すべき
- 初年度の適用数が69社であることについての世間からの評価は気になる。2028年3月期から、プライム企業の10%近くが対象になる1兆円以上の企業から適用することも一つの考え方。この場合には、開示と保証をセットで導入することにして、対応が進んでいる時価総額3兆円以上の企業には、早期適用を促し、早期適用の場合には保証を免除するという考え方もあり得る
- 開示情報の信頼性確保の観点からは、開示と保証は同時期が望ましい
- 2030年代にプライム全企業に広げる時間軸は賛同。しかし、いつまでも延ばすことになると企業も取組のスピード感を測れないため、「2030年代のできるだけ早い時期」に実現する方向性は明確にすべき
- 全プライム企業への適用時期を明確にすることが、開示や内部統制・ガバナンスも含めた体制整備や任意開示を含めた開示の底上げにとって重要。できるだけ早い時期に振返りを行い、ターゲット時期を明確にする作業が必要ではないか

1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期の方向性
2. サステナビリティ開示制度導入における論点
 - (1) 具体的な開示方法(二段階開示、有価証券報告書の提出期限等)
 - (2) サステナビリティ開示基準の任意適用の促進に向けた取組み
 - (3) Scope3の概要・考え方
 - (4) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー
3. 保証制度導入における論点

第2回会議(2024年5月14日開催)でのご意見: 開示④ー1(開示タイミング)

主なご意見

同時開示と二段階開示

- 同時開示の要求のために有報の提出期限を延長するのであれば情報利用者のニーズの確認が必要
- 投資家が企業の価値を判断するのに財務情報が必要であるのと同様に、サステナビリティ情報も投資判断に重要な影響を与えるため、サステナビリティ情報について、原則は財務情報との同時開示を行うべき。ただし、導入当初において二段階開示を認めることは賛成
- 二段階開示を柔軟に適用していくことで、任意適用を含めた開示適用企業の範囲を広げていく措置があるとよい
- 開示タイミングについて、米国の例が紹介されているが、米国とISSBでは路線が異なることの理解が共有されていないと、企業側が混乱するのではないか。日本の制度づくりは、ISSBやこれに比較的従っている欧州の路線をとることを共有していく必要
- ISSB基準でも二段階開示を初年度については認めているため、経過措置は原則どおり初年度に限定をし、次の年度からは、有報の提出期限の延長によって対応することも現実的な対応
- 現在の企業実務のスケジュールを踏まえると二段階開示は現実的な方法であるが、経過措置が初年度のみで問題ないかも含めて検討いただきたい
- 初年度から(原則形態である)同時開示を可能とすべく、義務化初年度において同時開示を行うことを選択した場合には提出期限の延長を認めることが検討されるべき
- 二段階開示におけるサステナビリティ情報の報告期限について、第1四半期決算に伴う業務負荷等を考慮すべき
- 二段階開示が必要となるような、準備に時間がかかる情報について、例えば、前年度の情報を開示し、その後当該情報の訂正を行うことでアップデートする案もあれば、臨時報告書や半期報告書に分けて開示する案も考えられ、現実的な対応方法についても検討の余地があるのではないか
- 同時開示においては、保証業務の導入も想定されているため、例えば保証業務提供者間のコミュニケーションや保証業務の実施に向けた対応期間等も考慮した上での期間設定を検討する必要

第2回会議(2024年5月14日開催)でのご意見: 開示④ー2(開示タイミング)

主なご意見

有報の提出期限

- ・ 4か月に有報の提出期限を延長することは、海外の制度・事例を踏まえたものであり、開示の充実を目的とすれば許容できる。速報性の観点では決算短信があり、有報には包括的で充実した情報を投資家に提供するとともに時系列で確認できるといった役割もあるため、提出期限を延長してもサステナビリティ情報を充実させる方が投資家にとっても望ましい
- ・ 諸外国の規制を踏まえて、有報の提出期限を4か月に延長することは理解できるが、実情としては海外企業はより早期に開示しているため、提出期限の延長により日本企業の開示の実態が海外より遅れないか懸念
- ・ 保証を付けることを提出期限の延長の前提条件とするのではなく、同時開示と保証付きのそれぞれについて異なる期限延長を認めることも含めて検討すべき
- ・ 同時開示に向けて有報提出期限の延長も考えられるが、保証の対象範囲(全サステナビリティ情報か、GHG排出量のScope1、2のみか等)によってもスケジュール観は変わるので、両面合わせながら検討する必要
- ・ 有報の提出期限の延長は、第1四半期決算の実務のピークと重なる懸念があるので、上場会社の第1・第3四半期の開示を任意にするなどの検討も必要
- ・ 有報全部の提出期限を延長するのではなく、サステナビリティ情報の一部の提出期限を延長するのが現実的
- ・ 有報提出期限を4か月に延ばすことには企業から反対の意見もある。有報の開示時期だけをずらすのではなく、株主総会の時期との整合性を考えて決めるべきという意見が多くの企業からあった
- ・ 有報の提出時期の延長は、サステナビリティ情報の開示が必要な大企業が対象となるが、それ以外の企業は、3か月以内に有報を提出する必要があると言えるのか検討が必要
- ・ 保証を義務づける際に有報の提出時期を延長することは、必ずしもサステナビリティ情報との関係だけでは語れず、それ以外の英文開示や株主総会前の情報提供の観点も踏まえて議論する必要はないか
- ・ 総会前開示を有報の提出期限延長の前提とすることで、適切な情報に基づいた議決権行使を促し、企業と投資家双方に利する
- ・ 日本の会計基準では、会社法上の監査報告書と金商法上の監査報告書との提出時期の差を念頭に置き、本来は修正後発事象であるものを開示後発事象と扱う例外的な会計処理を認めている。株主総会の開催時期を動かさずに有報の提出期限を延長すると、本来は修正後発事象であるものを開示後発事象と扱うリスクが増えるため、会社法上の開示の時期との差を縮めるような方策を同時に講じなければ、会計基準上の問題がさらに拡大してしまう

第2回会議(2024年5月14日開催)でのご意見:開示④ー3(開示タイミング)

主なご意見

有報の総会前提出

- サステナビリティ情報開示の企業負担という観点もさることながら、有報が総会前開示となるような環境整備をしっかりと整えていくことが重要
- 株主総会のスケジュールや基準日に関する検討は、金商法だけで議論を行うのではなく、株主総会も含めた全体の中で議論する必要がある
- 総会前開示は従来から重要と言われてきたが、最近ではサステナビリティに関連する株主提案等も増えており、サステナビリティ関連の情報を株主総会前に出すことの重要性はより高まっている。法令改正がなくとも対応ができる決算日と総会基準日について柔軟な対応を行うことが重要になるのではないか
- 有報の提出期限の延長は、全ての情報を一括して開示することが前提になっているが、一括でなくても、株主総会前に、財務情報と主要な非財務情報が開示されるような方策を検討する必要はないか。Scope3のように準備に時間を要する情報が含まれるゆえに有報全体を延期する必要があるとすると、有報の総会前開示が実現困難となる
- 有報の総会前提出の議論は、サステナビリティ情報開示以外にも様々な実務上の課題があり、本WGで取り扱うべきテーマかどうかも含めて慎重に検討する必要

Scope3排出量の開示要件緩和に関する各国の取組み

□ 諸外国においては、経過措置として、Scope3排出量の開示要件を緩和している例がある。

カリフォルニア州
(米国)

● 気候関連企業データ説明責任法(通称:SB253)

Scope1・2の適用開始時期に対し、Scope3排出量に関する開示については、1年遅れて適用開始。
また、Scope3の開示は、Scope1・2の開示後、180日以内の開示が許容される。

(Section 38532 (c) (1) (A) (i)(II))

EU

● 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)

750人未満の企業については、Scope3排出量の開示を1年間免除。

(ESRS 1, Appendix C)

シンガポール

● 市中協議への回答

上場企業は、2025年度よりサステナビリティ開示を開始し、2026年度よりScope3の開示を開始。非上場大企業は、2027年度よりサステナビリティ開示を開始し、Scope3の開示は2029年度以降に開始(具体的な時期は未定)。

(Response to the Public Consultation p.4)

カナダ

● カナダサステナビリティ開示基準(公開草案)(CSDS 2)

Scope3排出量に関する開示について、適用後2年間の経過措置を提案。

(Appendix C C4 (b))

(出典)カリフォルニア州(米国): https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB253

EU: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32023R2772>

シンガポール: (ACRA及びSGXによる市中協議への回答) https://www.acra.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/legislation/listing-of-consultation-papers/climate-reporting-and-assurance-roadmap/response-to-public-consultation-on-climate-reporting-and-assurance-roadmap-for-singapore.pdf?sfvrsn=d10eeb40_2

カナダ: <https://www.frascanada.ca/-/media/frascanada/sustainability/documents/cssb-ed-csds-2.pdf?rev=37dd7b66f4c049a5890502b5c852134d>

Scope3排出量の開示要件緩和に関する各国の取組み(続き)

オーストラリア

● 気候関連財務開示法案(公開草案)

Scope3排出量に関する開示について、適用初年度は免除。

(第269D条(3))

ブラジル

● サステナビリティ報告の義務化のロードマップ(CVM RESOLUTION NO 193, 20 OCTOBER 2023)

2025年度までの任意適用期間において、Scope3排出量の開示を免除。2026年度からの強制適用にあたっては、初年度のみScope3排出量の開示を免除。

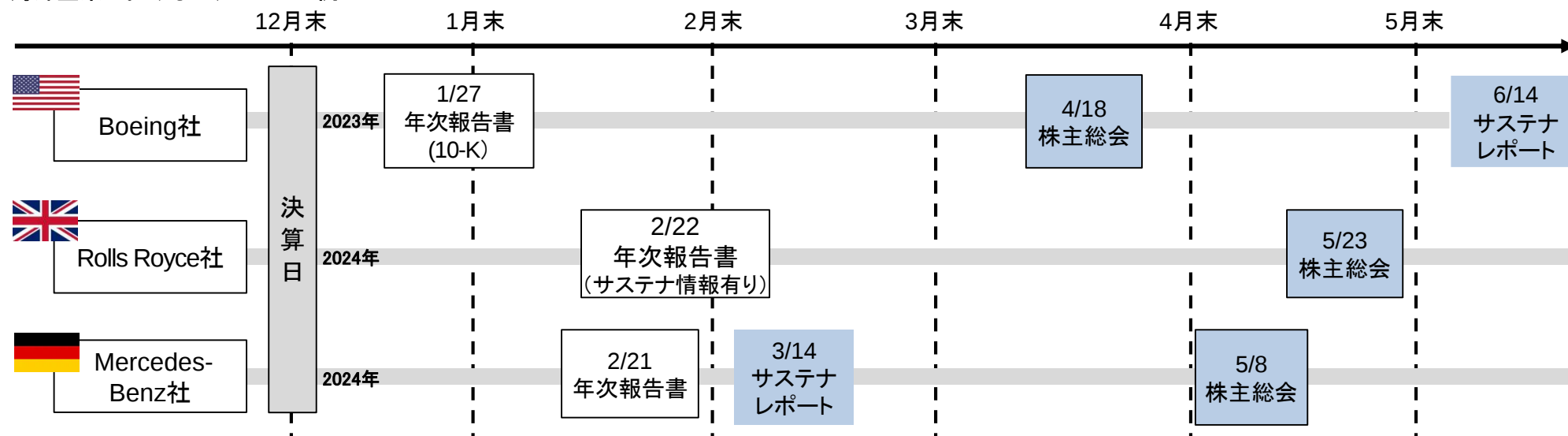
(第3条)

諸外国における年次報告書の開示と株主総会の開催の状況

□ 諸外国では、株主総会前に年次報告書が提出され、株主の議決権行使の判断に利用されている

	米国	英国	ドイツ	フランス
年次報告書の提出・公表期限	大規模早期提出会社(時価総額700万ドル以上)は期末後60日以内(Form 10-K General Instructions)	期末後4ヶ月以内 (Disclosure Guidance and Transparency Rules, 4.1.3 R)	期末後4ヶ月以内 (Wertpapierhandelsgesetz(Securities Trading Act), § 114)	期末後4ヶ月以内 (Code Monétaire et Financier L451-1)
総会開催日	前回の株主総会后、13ヶ月以内 (Delaware General Corporation Law, § 211(c))	決算日から6ヶ月以内 (Companies Act 2006, § 336(1))	決算日から8ヶ月以内 (Aktiengesetz (Stock Corporation Act), § 175(1))	決算日から6ヶ月以内 (Code Commerce L225-100)
議決権行使基準日	総会日前10日以上60日以内で会社が設定した日(Delaware General Corporation Law § 213(a))	総会日から48時間以内で会社が設定した日(The Uncertificated Securities Regulations 2001, § 41(1))	総会日の21日前 (Aktiengesetz (Stock Corporation Act), § 123(4))	総会日の2営業日前 (Code Commerce L225-100)

海外企業におけるスケジュール例



(出典)金融審議会ディスクロージャーWG(2015年11月10日)事務局説明資料18頁、各社ウェブページより

1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期の方向性
2. サステナビリティ開示制度導入における論点
 - (1) 具体的な開示方法(二段階開示、有価証券報告書の提出期限等)
 - (2) サステナビリティ開示基準の任意適用の促進に向けた取組み
 - (3) Scope3の概要・考え方
 - (4) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー
3. 保証制度導入における論点

第2回会議(2024年5月14日開催)でのご意見: 開示⑤(任意適用)

主なご意見

任意適用の促進

- ・ 当初適用の対象外企業も、海外規制やサプライチェーン上の要求は高まるため、任意で早期の開示を行うことを希望する企業も多いと考えられる。その上で、リソースや経験値が多くない会社へのサポートの必要性も検討すべき
- ・ TCFDが任意で日本で大きく広がった背景の一つには、ガバナンスコードに定められたことが大きかった。これと同様に、ガバナンスコードに、プライム企業はSSBJ基準に基づき任意開示をする旨を定める方策も考えられる
- ・ 東証ではプライム企業にTCFD同等の開示を求めており、これとの整合性の観点からは、任意開示について何らかのメリットがあるような形で、将来的に全プライム企業に広がるような仕組み作りを早い段階から行うことで、準備も早くから進められるのではないかと
- ・ バリュー・チェーン情報を前提とした開示の観点から、スタンダード・グロース市場の企業向けのサステナビリティ開示基準を考えることも一案
- ・ 今課題なのが、比較可能で整合的で信頼性のある情報を開示することであると思うと、プリンシプルを通じた開示の奨励よりも、むしろ開示基準の任意適用の奨励に重きを置いたほうがいいのではないかと
- ・ 強制適用以外の会社の開示では、開示基準の部分的な適用があっても本来しかるべき。柔軟性がある形での任意開示を促進していく観点も含めて、画一的でない進め方も非常に重要
- ・ 5,000億円以上の会社が適用対象に含まれることを踏まえると、好事例の提供等のツール・インフラ整備が大事になるため、その整備には早めに取り組む必要
- ・ 任意適用の促進策として開示の好事例の作成は有用。TCFDの開示率の低い項目やISSB基準の定義が曖昧な項目など、開示のハードルが高い事項を優先して検討することが望ましい
- ・ プリンシプルを通じた開示の奨励は慎重に検討する必要。プリンシプルベースとはいえ、一旦ルールやガイドラインが定められると、投資家等との対話において相応のプレッシャーがかかる。サステナビリティ開示のための社内体制・内部統制の整備には相当な時間やコストを要するため、任意適用を事実上強制する施策は謙抑的に検討されるべき
- ・ 任意適用を行った発行体に何らかの便益が認められるような仕組みや制度が整備されることが望ましい
- ・ 有報で任意開示した場合には、虚偽記載のエンフォースメントの対象になることを周知する必要があるが、積極的な開示は、統合報告書等も含めるなど柔軟性を持たせた対応が必要になる
- ・ 投資家以外のステークホルダーでも報告書開示の利用は可能と考えられ、ISSBとの同一性や金商法規制の趣旨を維持した上で、開示を合理化し、他の法域の制度と融通が利く形の制度を作ること、現在想定しているよりも負担の軽い制度になるのではないかと。そうすると、金商法開示に対応しようとする企業も増え、任意適用に対する姿勢も好意的になるのではないかと

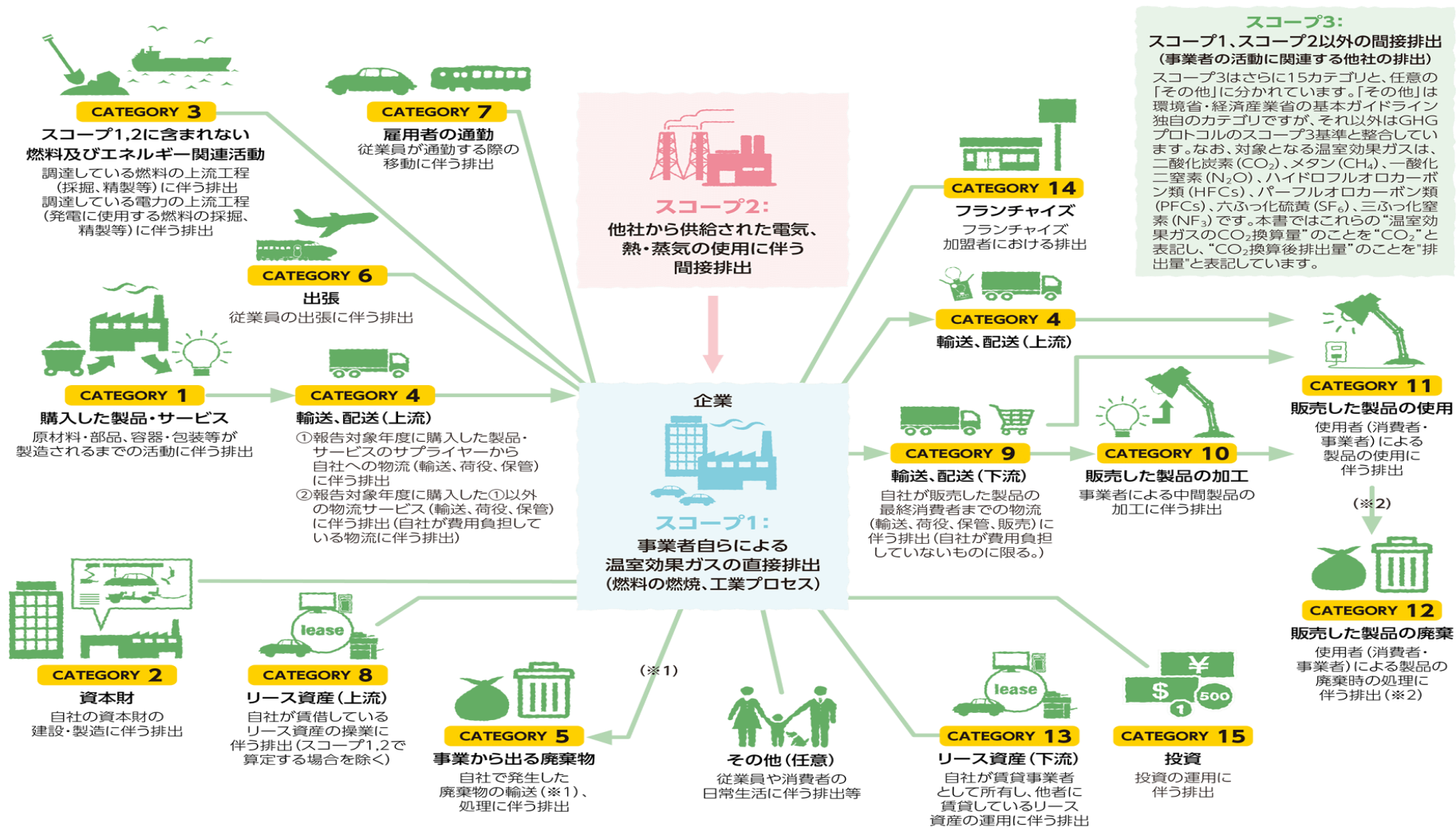
1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期の方向性
2. サステナビリティ開示制度導入における論点
 - (1) 具体的な開示方法(二段階開示、有価証券報告書の提出期限等)
 - (2) サステナビリティ開示基準の任意適用の促進に向けた取組み
 - (3) Scope3の概要・考え方
 - (4) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー
3. 保証制度導入における論点

Scope3の温室効果ガス排出の15カテゴリー

カテゴリー		該当する活動(例)
1	購入した財及びサービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	資本財	生産設備の増設(複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上)
3	Scope1 温室効果ガス排出又はScope2 温室効果ガス排出に含まれない燃料及びエネルギー関連の活動	調達している燃料の上流工程(採掘、精製等) 調達している電力の上流工程(発電に使用する燃料の採掘、精製等)
4	上流の輸送及び流通	調達物流、横持物流、出荷物流(自社が荷主)
5	事業において発生した廃棄物	廃棄物(有価のものは除く)の自社以外での輸送、処理
6	出張	従業員の出張
7	従業員の通勤	従業員の通勤
8	上流のリース資産	自社が賃借しているリース資産の稼働
9	下流の輸送及び流通	出荷輸送(自社が荷主の輸送以降)、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	販売した製品の廃棄処理	使用者による製品の廃棄時の輸送、処理
13	下流のリース資産	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1,2 に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用

(出所)ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」付録A、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」」6項、環境省「サプライチェーン排出量算定の考え方」(パンフレット)(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html)

サプライチェーン排出量におけるScope1、Scope2及びScope3のイメージ



IFRS S2号及びSSBJ公開草案におけるGHG排出量の測定

- Scope3のGHG排出量の測定においては、その測定の**忠実な表現となる測定アプローチ、インプット及び仮定を使用**する必要がある (IFRS S2 B38)
- **測定アプローチ、インプット及び仮定の選択**には、報告日時点で企業が**過大なコストや労力をかけずに利用可能な、全ての合理的で裏付け可能な情報**を用いる必要 (IFRS S2 B39)

測定アプローチの選択

- 報告に含める**温室効果ガス排出の範囲を決定**する
 - GHGプロトコルに従って測定する場合、**持分割合アプローチ**又は**支配アプローチ**を使用することが求められる(注)
- (1) 持分割合アプローチ**
- 子会社等の**投資先のGHG排出量のうち、持分割合相当**を報告企業のGHG排出量に含めるアプローチ
- (2) 支配アプローチ**
(経営支配力アプローチ)
- 子会社等の**投資先の意思決定機関に対する支配力**を通じて、当該**投資先の経営方針を決定する力を持つ場合**、持分割合によらず、当該**投資先のGHG排出量の100%**を報告企業のGHG排出量に含めるアプローチ
- (財務支配力アプローチ)
- 子会社等の投資先の活動から経済的利益を得る目的で、契約等により当該**投資先の財務方針を決定する力を持つ場合**、持分割合によらず、**経済的実質を反映する割合**において当該投資先のGHG排出量を報告企業のGHG排出量に含めるアプローチ

インプットの選択

(1) 直接測定(※)の場合

※ 温室効果ガス排出を**直接モニタリング**することをいい、理論的には、**最も正確な証拠を提供**

- 温室効果ガス排出を測定するために使用した**排出量**に関する情報をインプットとする

(2) 見積りを使用(※)する場合

※ 仮定及び適切なインプットに基づく**データの概算を伴う**

- 温室効果ガス排出を測定するために使用した**活動量**及び**排出係数**に関する情報をインプットとすることが多い

- 測定に**使用することが要求されるインプットは特定されていないものの、特性を使用してインプット及び仮定を優先順位付けする必要**(次頁参照) (IFRS S2 B40)
- また、その**優先順位付けや関連するトレードオフの考慮**には、**経営者による判断**が求められる (IFRS S2 B42)

仮定の選択

測定

- 測定に当たっての**仮定を置く**
- (例1)「販売した製品の使用(カテゴリー11)」に係る排出量の算定における**製品の標準的な使用シナリオや想定製品寿命**を仮定
- (例2)「出張(カテゴリー6)」に係る排出量の算定において、同じ出張に参加したグループのメンバーは**全員が同じ距離を移動したと仮定**

(注)各アプローチの定義については、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」」62項参照

(出典) ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」B38~B42、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」」62,71~76,B1~B14、環境省「サプライチェーン排出量算定の考え方」(パンフレット) (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html)、GHGプロトコルより金融庁作成

GHG排出量の測定に使用するインプットの優先順位付け

- Scope3 のGHG排出量の測定は、様々なインプットに依存。以下の特性を踏まえて**インプット及び仮定を優先順位付け**する必要があるが、この**優先順位付けやトレードオフの考慮**には**経営者による判断が求められる** (IFRS S2 B40,B42)

概要

備考

直接測定に基づくデータ	直接測定と見積りの2つの方法が使用されるが、他の全ての条件が同じであれば、直接測定を優先	Scope3 のGHG排出量の直接測定には課題があるため、見積りを含むことが見込まれる
企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ	1次データ(バリュー・チェーン内の特定の活動から直接入手されたデータ)(注1)は、2次データ(バリュー・チェーン内の活動から直接入手されないデータ)(注2)に比べ、バリューチェーンの活動及び温室効果ガス排出をより表現する可能性が高い - 他の全ての条件が同じであれば、1次データの使用を優先	1次データには、サプライヤー又はバリュー・チェーン上の他の企業から提供されたデータを含む。また、2次データは、第三者のデータ・プロバイダーから供給されることが多く、産業平均データを含む 2次データを使用する場合、データが企業の活動をどの程度忠実に表現するかの考慮が必要
バリュー・チェーンの活動及びその温室効果ガス排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ	2次データを使用する場合、次のデータを優先 ① データが表現することを意図しているバリューチェーンの活動に用いられる技術に基づく(又は表現する)活動又は排出データ ② 活動が行われた法域に基づく(又は表現する)活動又は排出データ ③ 適時で、報告期間における企業の活動を表現する活動又は排出データ	① 例えば、1次データを使用した見積りのため、特定の活動から生じる温室効果ガス排出を表現する2次データを使用する場合がある ② 例えば、企業が事業を営む法域に関連する排出係数を優先する必要 ③ 年次で収集されたデータは企業の現在の実務を表現する可能性が高い。しかし、一部のデータは企業自身の報告期間と異なる期間に収集された情報に異存
検証されたデータ	検証されたデータを優先。検証されたデータは、内部又は外部で検証されたデータを含む場合がある。	過大なコストや労力をかけずに検証することができない場合(データ量が多く、各企業から検証されたデータを入手できない場合等)には未検証のデータを使用することが必要な場合もある

(注1) 1次データの例としては、サプライヤーからの排出量データ(カテゴリー1 購入物品及びサービス)や消費者から集めた固有データ(カテゴリー11販売製品の使用)などが挙げられる。

(注2) 2次データの例としては、製品使用に基づく国の平均統計に基づく見積使用エネルギー(カテゴリー11販売製品の使用)などが挙げられる。

(出所)ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」B40～B54、World Resources Institute「Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard (GHG Protocol)」Table [7.4]

財務諸表の作成における「会計上の見積り」

- 財務諸表の作成において行われる「会計上の見積り」においても、企業自らが一定の仮定を置くことが必要
- 不確実性が高い事象として、新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積りについては、企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、見積りの結果と事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらないといった考え方が示されている

- ・ 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4項(3)

(3)「会計上の見積り」とは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、**財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出**することをいう。

- ・ ASBJ「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方(2021年2月10日更新)」

(第429回企業会計基準委員会議事概要)

(前略)新型コロナウイルス感染症の広がりや、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であるため、会計上の見積りを行う上で、特に将来キャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難な状況となっているものと考えられる。このような状況において、**会計上の見積りを行う上では、以下の点に留意する必要がある**と考えられる。

- (1)「財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出する」上では、新型コロナウイルス感染症の影響のように**不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要があるもの**と考えられる。
- (2) **一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましい**。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、**外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多い**と考えられる。この場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等も含め、**企業自ら一定の仮定を置くことになる**。
- (3) **企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらないもの**と考えられる。

Scope3のGHG排出量の開示例④(国内企業)

□ グリーン・バリューチェーンプラットフォーム(環境省・経済産業省・農林水産省)において、企業におけるサプライチェーン排出量の算定などの事例を紹介している

横河電機株式会社 有価証券報告書(2023年3月期)

グリーン・バリューチェーンプラットフォームで紹介された取組事例
(横河電機株式会社 2023年度)

【指標と目標】

AG2023では、2030年度に向けたYOKOGAWAの貢献分野として、GHG排出の抑制と、安価で信頼できる持続可能なエネルギーへの転換による「カーボンニュートラルの達成」を設定しました。

お客様とともに取り組んでいくビジネスの目標として、お客様事業のCO2排出抑制量10億トン(2018年度～2030年度)を設定しています。お客様の再生可能エネルギー発電や低炭素発電の量を、平均的な化石燃料の使用によるCO2排出量と比較し、その差分を実績として計上しています。さらに、再生可能エネルギー技術開発の支援や、蓄電池の製造に使用されるシステムの提供について指標と目標(2023年度)を設定して取り組んでいます。

また、事業所における指標として、GHGプロトコルの方法論に基づいてScope1、Scope2、Scope3の排出量を算出し、目標を設定しています。Scope1,2では、2030年度に2018年度比50%削減、2040年に事業所のカーボンニュートラルを目指します。Scope3(カテゴリ1,11)については、2030年度に2018年度比30%削減を目指します。これらの目標は、パリ協定が目指す気温上昇を産業革命前より1.5℃に抑えるGHG排出水準を踏まえたものであり、当社は2022年度に、SBT(Science Based Targets)の認定を取得しました。

2021年度のお客様事業のCO2排出抑制量は主に風力発電への貢献が大きく伸び、2018年度からの累計で8.9億トンとなりました。GHG排出量(Scope1,2)は、COVID-19の影響による抑制に加え、エネルギー使用削減施策の実施やGHG排出量の少ない設備への更新などの取り組み、再生可能エネルギー由来電力への転換を促進することにより、2019年度比で10.5%削減しました。サプライチェーン温室効果ガス排出量(Scope3)も、主としてCOVID-19の影響に伴うハード製品の物量減により、Scope3の削減を占める「販売した製品の使用による排出(カテゴリ11)」の排出量が抑制され、Scope3全体で2018年度比14%の削減となりました。目標達成に向けて、既存製品の低消費電力化、GHG排出量の少ない製品やソリューションの開発を加速していきます。

指標	2030年度(2040年度)目標	2023年度目標	2021年度実績 ^{※1}
お客様事業のCO2排出抑制量	2018年度-2030年度累計10億t-CO2 (内、50%以上は再生可能エネルギー、新技術による)	2018年度-2023年度累計5億t-CO2	2018年度-2021年度累計3.3億t-CO2
温室効果ガス排出量 (Scope1,2)	2030年度 50%削減(基準年2019年度) 2040年度 100%削減	10%削減	10.5%削減
温室効果ガス排出量 (Scope3 ^{※2})	30%削減(基準年2019年度)	10%削減	12.7%削減

※1 前年度の実績を記載しています。当年度(2022年度)の実績は、2023年9月発行予定の「YOKOGAWAレポート2023」を参照ください。<https://www.yokogawa.co.jp/about/ir/>

※2 購入した商品とサービス(カテゴリ1)、および販売した製品の使用(カテゴリ11)を対象としています。

横河電機株式会社 統合報告書(YOKOGAWAレポート2023)

データ科目	区分	カテゴリー	2020	2021	2022
サプライチェーン温室効果ガス排出量 Scope3 (t-CO ₂ e) (一)は対象外	上流	1 購入した商品とサービス	197,858	225,275	272,104
		2 資本財	26,154	24,926	25,997
		3 Scope1またはScope2に含まれない燃料および エネルギー関連活動	10,734	10,722	11,033
		4 輸送と配送	17,660	15,055	16,032
		5 事業で発生する廃棄物	1,012	1,055	1,119
	下流	6 出張	4,294	5,460	20,217
		7 従業員の通勤	3,523	3,448	4,208
		8 リース資産	—	—	—
		9 輸送と配送	—	—	—
		10 販売した製品の処理	—	—	—
		11 販売した製品の使用	529,700	492,060	513,699
		12 販売した製品の廃棄	1,026	1,003	1,015
		13 リース資産	—	—	—
		14 フランチャイズ	—	—	—
		15 投資	—	—	—
合計			791,961	779,004	865,424

カテゴリ	算定方法	※算定対象期間：2022年4月～2023年3月
	活動量	原単位
カテゴリ1「購入した製品・サービス」	● 原材料・資材の購入金額	● 3 E I D排出量原単位
カテゴリ2「資本財」	● 資本財の購入金額	● 3 E I D排出量原単位
カテゴリ3「Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動」	● エネルギー種別ごとの調達量	● エネルギー種別の排出原単位
カテゴリ4「輸送、配送(上流)」	● 出荷シナリオ、出荷重量	● 輸送種別の排出原単位
カテゴリ5「事業から出る廃棄物」	● 廃棄物種別、処理方法別の発生量	● 廃棄物種別、処理方法別の排出原単位
カテゴリ6「出張」	● 出張交通手段ごとの旅費支給額	● 出張交通手段別の排出原単位
カテゴリ7「雇用者の通勤」	● 通勤手段ごとの通勤費補給金額	● 通勤手段別の排出原単位
カテゴリ8「リース資産(上流)」	● 算定対象なし	● 算定対象なし
カテゴリ9「輸送、配送(下流)」	● 算定対象なし	● 算定対象なし
カテゴリ10「販売した製品の加工」	● 算定対象なし	● 算定対象なし
カテゴリ11「販売した製品の使用」	● 使用期間の電力使用量	● 電力使用に伴う排出源単位
カテゴリ12「販売した製品の廃棄」	● 販売製品の素材別重量	● 廃棄物種別の排出原単位
カテゴリ13「リース資産(下流)」	● 算定対象なし	● 算定対象なし
カテゴリ14「フランチャイズ」	● 算定対象なし	● 算定対象なし
カテゴリ15「投資」	● 算定対象なし	● 算定対象なし
「その他」	● 算定対象なし	● 算定対象なし

- Scope3のGHG排出量の算定方法について、グリーン・バリューチェーンプラットフォームの取組事例として紹介
- 統合報告書では、当該算定方法に従って算定されたGHG排出量を開示している

(出所)横河電機株式会社 有価証券報告書(2023年3月期)、統合報告書(YOKOGAWAレポート2023) (<https://www.yokogawa.co.jp/about/ir/shiryo/annual-ja/>) (2023年10月19日公表)、環境省・経済産業省・農林水産省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/case_smpl.html)

1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期の方向性
2. サステナビリティ開示制度導入における論点
 - (1) 具体的な開示方法(二段階開示、有価証券報告書の提出期限等)
 - (2) サステナビリティ開示基準の任意適用の促進に向けた取組み
 - (3) Scope3の概要・考え方
 - (4) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー
3. 保証制度導入における論点

第2回会議(2024年5月14日開催)でのご意見:開示⑤(その他)

主なご意見

セーフハーバー

- ・ 将来情報及び他の公表書類の参照に関するセーフハーバーの考え方について、企業内容等開示ガイドラインに示されているが、Scope3とバリュー・チェーンに関するセーフハーバーについても、これと同様にガイドライン上に示す対応でよいのではないか
- ・ セーフハーバーの設定は、Scope3のGHG排出量をはじめとする見積り情報や将来情報など、利用者にとって有用な情報の開示を萎縮させない観点で重要。また、任意適用を促進する上でも、虚偽記載の免責があるか否かで企業側のハードルが異なる

開示内容等

- ・ バリュー・チェーンに関するデータは、その取得にも時間がかかるとともに、信頼性も担保しきれないという課題がある。データ収集について、セーフハーバーを設けることも考えられるが、例えば、共有のデータベースを作り、そこから自動的にデータを取得できるような仕組みを作ることで、作業負担を軽減できるのではないか。バリュー・チェーンに係るデータ作成・開示の促進については今後考えていく大きな課題
- ・ 有報での開示等を含めて、例えば、添付書類を認めるか否か等、具体的な開示様式についても議論が必要
- ・ 事業報告と有報の一体開示や株主総会での説明等を踏まえると、対応できる情報は株主総会の前にしっかりと開示されるような方法をコアとして考えていけばよいのではないか。その意味で、Scope1～3の開示について、Scope3の取扱いはISSB基準と全く同じような形でよいのか、米国ではScope3を分けていることもあるため、どのような方法が我が国の在り方としてよいか慎重に考えていく必要がある

1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期の方向性
2. サステナビリティ開示制度導入における論点
 - (1) 具体的な開示方法(二段階開示、有価証券報告書の提出期限等)
 - (2) サステナビリティ開示基準の任意適用の促進に向けた取組み
 - (3) Scope3の概要・考え方
 - (4) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー
3. 保証制度導入における論点

第2回会議(2024年5月14日開催)でのご意見:保証

主なご意見

保証

- 保証の対象範囲や保証水準、保証の在り方については、開示と並行して議論を進めていく必要。サステナビリティ情報に関する信頼性の確保の方法や保証の在り方については、制度全体の検討に当たって、その前提となり得る事項であるため、できるだけ早い検討が必要
- 保証の在り方の検討に当たって、様々な切り口(法定か任意か、免除・猶予を設けるか否か、主体を職業会計士に限定するか否か、限定的保証から合理的保証にするか等)で議論を行っているが、保証の対象を部分保証とするのか全体保証とするのかの組合せも重要なポイント。保証の議論において、そういう組合せの問題も含めた全体像について示してもらいたい
- 保証の担い手として公認会計士・監査法人が想定され、これらについては業務に携わる者の資格、法令上の義務、責任、法令違反の場合の処分が法定されている。保証の担い手の拡大の議論をする場合に、これと同等の法制度が必要か否かについても検討が必要。また、財務情報とサステナビリティ情報のコネクティビティーの問題を考えたときに、保証を行い得る範囲も論点